農業振興普及課

狩猟期間中です!!

【狩猟期間】 平成30年11月15日(木) ～ 平成31年2月15日(土)まで
(ニホンジカ及びイノシシのみ　H30.11.15(木)～H31.3.15(日)まで)

狩猟者の皆さんへ注意事項

① 事故や違反のないよう、狩猟読本等をよく読み、狩猟を行いましょう。
② 人が近くにいる可能性のある田畑、山林及び山道などでは、特に注意が必要です。
※耕作地の公道を散歩中、すぐ近くで銃声を聞いたとの通報があってます（五島市富江町）。
狩猟可能な地域であっても事故の可能性がないか、法令に違反しないか、十分に確認をお願いします。
③ 銃の矢先に建物や農作物などがないか、獲物が狩猟鳥獣であるかの確認を十分行い、少しでも不安を感じた時は、発砲しないでください。また、弾丸の落下先についても十分注意しましょう。
④ 国有林内で狩猟を行うには、長崎森林管理署への入林届の申請が必要です。

田畑、山林での作業者及び山野歩き者へのお願い

① 目立つ服装やラジオを流すなど、周囲に自分を知らせましょう
(登山歩道を外れない・薮の中に入らない)。
② 「わな」を見つけても危険ですので、絶対に近づかないでください。
③ 狩猟の危険行為や事故を目撃したときは、振興局や警察へ通報をお願いします。

【連絡先】
五島振興局農林水産部
農業振興普及課
TEL　0959-72-5115

農村整備課

防災重点ため池の選定の考え方が変わります

平成30年7月豪雨では、全国のため池で大きな被害が発生しました。そのため、防災重点ため池の基準が見直されました。

平成30年７月豪雨によるため池の被災状況

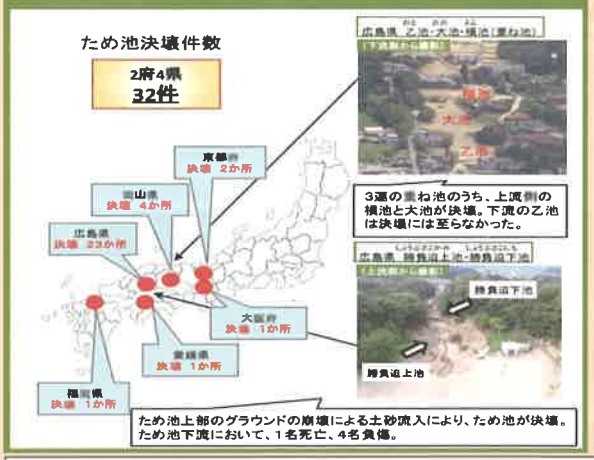

新たな防災重点ため池の選定基準

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

① ため池から 100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
② ため池から 100 ～ 500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 1,000m³以上のもの
③ ため池から 500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5,000m³以上のもの
④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

現在、五島地域では、翁頭ため池、大堤ため池、小久保ため池、善次木場第１・第２ため池が指定されていますが、今後見直しを行っていきます。
著しい老朽化等が認められるため池がありましたら、市町又は下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】
五島振興局農林水産部　農村整備課　　TEL　0959-72-1976